

# 議会運営委員会

平成17年11月30日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子

○飯高 昭二

松田 正

小野 隆雄

坂口 徹

三木 誓士

中西議長

## 2. 理事者出席者

総務部長 植村 哲男

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、三木委員

委員長 おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開かせていただきます。

最初に、本日の委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に坂口委員、三木委員を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておりますレジメのとおりでございます。それでは、レジメに沿って進めてまいります。

まず協議事項1.（1）平成17年第7回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。

はじめに、会期日程についてを議題と致します。12月定例会については先の議会運営委員会で確認をいただいておりますように12月5日（月）から20日（火）までの会期を16日間ということで決定させていただいております。この事は、確認はいただいておりますが、これで決定させていただいてよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めさせていただきます。平成17年第7回斑鳩町議会定例会は12月5日（月）から12月20日（火）までの会期16日間ということで決定させていただきます。また、12月定例会の付議予定案件で都市基盤整備特別委員会に係る議案が予定されていることから、会期中に新たに都市基盤整備特別委員会を12月14日午後1時30分開会で入れさせていただいておりますので、よろしくお願い致します。

次に、付議予定議案についてを議題とさせていただきますが、理事

者の方に出席を求めていますので、暫時休憩をいたしたいと思ひます。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時03分 再開)

委員長

それでは再開させていただきます。

付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、まず付議予定議案についての概要説明を求めたいと思ひます。

( 総務部長説明 )

委員長

付議予定議案について、ただいま総務部長のほうから概要説明を受けましたが、委員皆さん方のほうで、事前にお聞きしておくことがあれば、お受けしてまいりたいと思ひます。質疑、ご意見等のある方はどうぞ。

松田委員

一つはですね、この付議議案の関係ですけど、それぞれの常任委員会でも既に説明を受けてると思うんですよね。ところが、今日までの各委員会は、臨時会の議題も含めて説明を受けてると思うんですよ。臨時会は昨日で終わるわけですけど、委員長報告は、12月議会の関係にしぼって、報告をしていいのかどうか、という事が一つなんです。それで、もしそうであるとするならば、臨時会の関係について、議案の性格から見て、総務常任委員会の審議を先行させたというのが今日までの常任委員会のあり方だと思うんですけど、その際に、これは議運でも諮られているから、どうこう言うことではないんですけども、昨日の臨時会については、委員長報告は一切ございません。十分論議をしながらですね、・・・しかし、実際の審議もせずに報告もなしに、そのままで本会議で議案の取扱いをしているという事になって

いるんですけど、そうしますと一切、委員会審議の内容というものは十分に報告をされないままに本会議で処置を決めてしまうという格好になってるんだらうとは思うんです。その場合ですね、特に先の議運の場合もですね、特にそういった・・・論議の内容を十分に咀嚼をしながら総務常任委員会でも配慮をするように、説明を具体化するよう、という事を特に議運の委員長としても注文をつけられた。しかしその結果が、どういう格好になってきているのかという事については、臨時議会で報告をするという機会はないままに終わってきている、という事になるわけですね。だから、そういう事でありながら、そのことを含めて今度、委員長報告をしてみても意味がないというように思うんです。そういう意味で、委員長報告、12議会の冒頭にありますが、委員長報告のあり方についてお尋ねをしておきたいと思うんです。一つは、特に、22日の総務委員会では、昨日の臨時会の議案についての、特に給与関係取扱いについては、いずれも議論をして、・・・私の主張は必ずしも公務員準拠した取扱いとして全て3議案が行われているものではないと。少なくとも今度の給与案件というのは、少なくとも公務員に準拠をした形で、地方も使うという事を言ってますけども、一般職員の場合では、給与の0.36パーセント、それから扶養手当の13,500円を・・・円カットをする。そしてその見返りとして、0.05パーセント勤勉手当で賄いをするという関係のものが骨子になってきているけど、特に非常勤の特別職の場合には、結局、一般職員で言います給与、いわゆる報酬になるわけですけど、その該当する0.46パーセントの関係について削減をせずに、上積みする部分だけの0.05パーセントだけを計上して解消した、という内容になってきているという風に思うんです。特に、常勤特別職の場合でも同じ事が言えると思うんです。そういう事になりますと、必ずしも公務員に準じた扱いという事で、一方では準じてますし、一方では準じていないという扱いという事が行われていくという事で、必ずしも昨日の説明でも適切さを欠いてるんじゃないか。適切を欠いたままで議会の審議を求めるという事になってるように、私は思うんです。そ

ういった意味合いからして、むしろこの59号と60号の関係については見送るべきではないのか、という事を申し上げてきたんですけども、結果的には見送る事はせずに、しました。しかもその際に、本来議案の提出、予定議案であるという事で説明を受けている事だけありますから、その提出をする事の是非について、委員会に問われている問題でもないという理解にたつて、理事者側の説明をしていたという事に終わっているのが実情だと思うんです。ところが、その事について、常任委員会は、やっぱり提案権というものは理事者側にあるという立場から採決をしませんでした。そして、説明を聞くに留めるという事に終わっていたはずなんです。そこまでは、それで仕方がないと思うし、それでいいんだろうと思うんですけど、結果的に総務常任委員会、ご承知のように欠員2名できまして、4名で審議をするという事になる。委員長を除いて3名での賛否を、という事になるわけですので、・・・として言えば総務常任委員会の結果というのは・・・いたと思うんです。ところが、あえて採決をしなかった。そしてやっぱり提案説明を聞くに留めると、こういう提起をしたいという事に留めるという事にいたしました。それは、結局、議運など、臨時会の招集を目的としてという事があるからなんです。そういう事なども配慮してもらっているんですけど、そういう面については一切報告をされて、委員長の報告をする機会がなかった。そして臨時議会をして・・・なかったという事でもあります。あるに関らず、本会議におけるところの賛成討論の関係に、という事になりますと、総務常任委員会からの方が賛成討論を立たれる。しかもそれをそれが正しい説明のもとで、正しい理解をされているのかと言うと、必ずしも私はそうでなかったと思う。というような事から言って、今まではありましたけれども、原則としては、所管委員会で審議した事項については、所管委員会からの本会議での賛否の討論の関係について、加わらないというのがだいたいの原則でした。どうしてもそうならない場合があるんですから、してますけど、そういう事などは・・・してる。その理由を聞きますと、一応その審議に携わってきた者が一番よく知ってるから賛否の討

論に加わるべきだという、特異な理由をつけてやられたという風に、非公式に私は聞いている。そういう関係から見ますと、本当にこういうやり方というのがよかったんかどうか、という風に自分でも自問自答しながら考えているんです、今度の関係について考えているんですけど、果たして議運の審議の仕方として、あるいはこういう臨時会の取扱い方と、その後が続いてすぐ開かれる定例議会における委員長報告のあり方についてですね、大きく問題を残したのではないかな、というように私は思うんです。そういう事と合わせて、本来ならここで言われている一般会計の補正予算の関係でも、人事給与の関係については、・・・本当だと思います、これはずれている、臨時議会ではなくて一般会計、通常の定例会、定例会でいいと思うんです、私は。そういう関係について、その都度取扱いが違うという関係についてどうなのか、という関係が私はあると思うんです。そういう意味からして、私の理解の仕方が間違っているんかどうか。あるいはそれはそうではない、という事であるんかどうか、というところをはっきり確認をしておきたいという風に思っているんです。今ひとつはですね、臨時議会がある限りにおいて、審議されているからいいんですけども、議案ですね、特に臨時会開かなければならないという関係での議案としては、給与改定の問題があるという事であったと思うんです。ところが、この、議会の委任による専決処分の報告というのは、最も近い議会という事ですからこれでいいんですけども、次の開発公社の関係ですね。というものを本当に臨時議会で片付ける性格のものであるかどうか、という事になりますと、私は、引続いて行われる12月定例会で行われてもいいんじゃないか、そしてその内容から見まして、特別その時に決めなきゃならん問題でもないという風に思いますし、特に先ほど言いましたように、この関係について、土地開発公社の関係について、色々議員からご質問ございました。ごもつともだと思うんです。ところが、じっと考えてみますと、この問題についても総務常任委員会で具体的に議論をしているのか、というと必ずしもそうではない。たまたま出された問題について、・・・しかし結果的に見るとですね、

どうもいわゆる法務局の登記所の関係ですね、出張所の関係。この面について、藤ノ木古墳の資料館として活用するという関係を正式に諮られたことがないんじゃないかと、しかもこの関係について、色々自分も検討してみるとですね、土木ですから、決算委員会ですんかね、一応、委員会でしたかどっちか記憶がまだはっきりしないんですけど、出席議員から質問をされて、町長が答弁をされたという事があるようですけど、私はその事を知らずに、議会提案の事前説明を受けるという事で、関係者の説明を受けてる際にですね、法務局の跡地を利用する事を考えたいという事を考えるというような事も一応言われているというようなことを、教育委員会の担当者から聞いたんです。初めてそこで知ったわけで、そんな事があるのかなと。法務局の出張所なくなるのかなという事も初めて知ったわけなんですけど、そういう事で質問した時に、議員からなぜ今この質問か、という事言われたけど、そういう意味があったという事なんです。それから初めて、いわゆる活用するという方向が決定されたような状況になってきているんですけど、結果はおかしな格好ですよ。どこでそういう風に決められたんかという事がはっきりしないわけですよ。だから、はじめはですね、4町の共有の土地になってると。だから、4町のまず了解を得ることが先決であるから、という事になって、必ずしも活用するという事は明確にしなかった、という面があってあいまいな答弁を得たままです。そして、一応その了解を得た云々という事になって、今の提案になっている。という事ですからね、どこで一体総務常任委員会が決めたんかなと、決めてもおらないし、十分そういう検討にたつての論議をしていない状況で色々総務常任委員会での議論の関係を言われている、そういう関係について報告もしてないし、してくれているならいいですよ。だから、なし崩し的におかれてきているような状態というものが、ああいう慣行の関係になってきているのではないかと、思われます事からですね、色々とやっぱり議案の取扱い、その他の関係についても、十分に精査をし、もう一回お互いにですね、見直していかないと、とんでもない過ちを繰返したり、あるいはお互いに

議員同士の不信感を招くというような状態をかもし出す結果になりはしないか、というような事が、昨日の臨時議会終わった後で、僕色々と考えながら今日の議題なども見て、そして委員会のあり方と、それから今日までの審議の経緯と、これからの・・・・という事を考えてみますと、多少、そのところに異論があるのではないかな。それから、また理事者側の説明も時と場合によって、都合のいい、・・・・立て方をしてですね、正しく正確に把握できるような実態というものを説明していないというようなきらいがあるのではないかな。また、それをそのまま信じるかのような形で議会が審議をしてしまうという形になっては大変だという風に思いますので、その辺について、せつかく委員会で議論をしながら、あるいは議論するように配慮せい、という風に言われながら、そういう事の報告はどうだったか、という事は一切受けてないままに議員が・・・・議事が進んでいくという事について、これでいいんだろうかという異論が一つあります。これが、今日の議題に関ってる問題である事が一つなんです。それから、もう一つは、今度の議案の関係でも、色々出てくる、これはこれまでの常任委員会で審議してると思うんですね、一応説明がある。ところが、一つ視点を変えて見る時にですね、17年度の関係で一般会計からずっと特別会計まで補正予算が今度組まれようとしています。従来ならこれでよかったんかと思うんですけど、現在、18年度予算を編成をめぐって、色々国でも色々議論をされています。それから、色々、ほとんどの制度改正に伴って値上げという関係を必死でどう検討しよう、という事で色々国会の関係でも言われています。しかも、今聞きますと、斑鳩町の場合も全て支出の関係について補正を組まれる状態でありますけれども、かなり赤字の状態。これをどう対応していこうかという事を合わせて考えられていくべき性格のものになってきているのではないかと、私は思うんです。そうでないと、また3月議会で・・・・突然という風な格好になってしまうという形成というものがあるという・・・・ただ単に数字のつじつま合わせの補正という事の説明ではなくて、そういう事にどういう見通しを立てているのか、それについ



てどういう手立てをとろうとしているのか、という事もできればですね、含めて説明してもら方がいいのではないかというように私は思います。だから、一つの例ですけれども、下水道事業の関係などにつきましては、今回初めてですね、手数料あるいは使用料の関係が予算計上されたと思うんです。こういう関係がですね、しかもこれからの斑鳩町の事業、支出の関係を見てまいりますと、下水道事業の関係がかなり大きく、負債条件が重なっていく状況に、・・・ものになっていくだろうと、私はみる。しかもこれは長期にわたるものになっていきます。そういう場合に我々が手数料と使用料の関係を設定したわけですけど、これが予定通り、計画どおり一応見込みが立てていける、という風に確信をもてるんかどうか、という事についての分析などを、是非ともこの際しておく必要があるのではないか、というように私は17年度の補正予算の中で、それが決算に近いわけですから、そういう事を・・・ながら今度どうあるべき、そして斑鳩町の財政の健全化をどう進めていくべきかという事を合わせて検討するという姿勢に立つべきが本来ではないのかなという風に思いますから、そういう部分についても十分議論をしていただく、あるいはそういう議論が出来るような視点に立って、資料整理をお願いをしたいとい、こういう風に思っています。ちょっと長くなりました。

委員長

ただ今松田委員の方から色々のご意見を頂戴いたしました。臨時会のあり方であったり、委員長報告がどうだったのか、という問題については、議会運営に関する問題でございますので、それにつきましては、後ほどまた議会の運営についてを議題とさせていただいた中で、また議論をしたいという風には思っているんですが、ただ今は、総務部長が、出席をいただいていますので、総務部長の方への質疑、ご意見という事でお聞かせいただいている中にありましては、一般会計補正予算についての問題、下水道事業についての長期的な見込み、それと、教育委員会の方から出されました法務局跡地の利用の問題、これらの問題については、ただ今委員の方から問題提起がございましたけれど

も、これらについて総務部長の方から何かご答弁いただく事があれば  
いただきたいという風に思いますが。

総務部長

色々おっしゃっていただくのは当然でございまして、我々としたしましても制度改正、どのような改正されていく、そしてどういう風  
に流れていくのか、というようなこと、これにつきましても今回の補正  
予算の中にもございました。新年度、18年度におきましても制度改  
正につきましても、速やかにその内容を把握して、平成18年度以下  
の予算に的確に反映させていくという事は肝要でございまして、委員  
さんがおっしゃるとおりでございまして。そういった方向で十分掴んで  
いかなきゃならんと。下水道につきましても本年度から供用開始をし  
ております関係上、当初予算につきましても、見込みとして予算建て  
しておりました事が、やはり平成17年度も末になって参ります関係  
上、決算見込みもある程度見えるような状況にある中で、やはり補正  
の関係、例えば加入の関係につきましてもやはり当初300戸程度と  
いわれておりましたのが、予想よりも250戸多くなりました。そう  
いった関係でやはり負担金に関しましても2,500万ほど増えてお  
ります。それと、それぞれ手数料の関係につきましても、当初の見込  
んでおりました額よりも決算見込みでやはり立米数が相当増えてきて  
おります関係上、そういった関係で678万8,000円の額をさせ  
ていただいたという事でございまして。いずれにいたしましても、やはり、  
いかに的確な見込みを立てるかという事を想定すると言いますか、そ  
ういう事を考えていくか、シュミレーションを立てるかという事は大  
事であるものでございまして、より適正、予測は今後の推移に近く  
なるような予測を立てていくという事に力を入れていかなきゃならん  
と思います。そういった中でやはり健全な財政に、・・・化を図れる  
ような、図っていくようなことの第一歩になろうと考えております。  
ご指摘については、十分内容を頭の中に入れて、そうしたものを  
積算していかなければならんと考えております。

それと、法務局の関係につきましても、この関係につきましても、

私の記憶でございますが、総務委員会の中におきましては、国の方から法務局斑鳩出張所につきましては、奈良の方へと統合される関係上で、18年4月ですか、廃止という事になる事から、国の方は払い下げというような関係で話があると、そういう関係について、そういった方向で払い下げを斑鳩町が他の三町と協議する中で、斑鳩町でここを払い下げをさせていただくということで、有効な活用を考えていきたいという事を申し上げて参ったことがございます。その後、あの施設につきましても、教育委員会サイドの上での、文化財の関係での、保存活用センター機能としての活用をしていきたいというような方向で進んでまいっております、去る11月22日の、最終的には11月22日の総務常任委員会におきまして、概要が固まって参りましたので報告をさせていただいたという経緯がございます。そうした関係上で報告が若干、後手後手になっておるような面もございますけれども、そういった方向で進ませていただいたという事でございます。

松田委員

あのね、やっぱり大事な事は、あいまいにしながらね、回を重ねていって、既成の事実を作り上げていくという形が、かなりあるんじゃないのかなと。そういう形の代表的なものが、昨日も問題になったような形のものではないのかな。そして、いかにも議員らの方がしっかり討議してないような格好で言われたりするということになってくると、議員仲間の関係の亀裂を呼び戻すと、あるいは呼び起こすという格好になって、必ずしもこの適正な事ではないんじゃないかと。好ましいことではないというようにも思うんですよね、その辺をやっぱり謙虚に反省をし、改めるべきは改めていき、お互い気をつけるべきは気を付けていくという事が必要ではないのかなと。ややもすると、そういう事がマンネリ化していくんじゃないかなというように思っているという事を申し上げていきたいんです。

それから、委員長は別の問題でと言われているんですけど、僕はやっぱり認識が正しかったら、僕の考え方が間違いでないのか間違いであったのかという事がやっぱり基本になるし、今度の3月議会の給与

の扱いにも関る問題ですけど、是非ともこれははっきりしてほしいんですけどね。先ほど言いましたように、昨日決められて、もう一遍むし返せというんでないんですよ。少なくとも59号と60号の関係などについては、公務員に準じた扱いとして提起をされているという風に言われているし、町長の議案説明でも言っているんですけども、しかもそういう受け取り方をされているんですけど、全体的に。これは、準じているものと準じていないものがあるんでしょと、それを準じてという風に言ってるのではないんですか、という事を言ってるんですよ、僕はそういう認識をしてる。というのは、給与改定に、いわゆる民間との格差を是正するという関係での0.46パーセントの関係については、減額措置を講じていないと。そして、0.05のいわゆる勤勉手当の分だけを加算したというような、今回の59号と60号との改正内容でしょ、こう言ってるわけなんです、そういう風に私は理解してるんですけども、そうではないんですか、ということだけ聞かせておいてください。

総務部長

今回、人事院勧告8月15日でありました。そうした中で、人事院勧告につきましては、官民格差の関係について、色々と調査された事について勧告をされたところでございます。そういった中で国の方では、国家公務員の一般職につきましても、そのような内容で閣議決定され、法律が改正されて施行されたものであります。そうした中でやはり国家公務員の中でも特別職の関係につきましても、いわゆる期末手当の関係につきましては、官民格差がその中でも出てくるという事で、それに準じて法律を改正されてきたという事でございます。そうした中で、国の特別職におきましてもそのような措置をされています。また、県におきましてもそういう方向であるという事に準じまして、本町におけます特別職の関係につきましても、同じような措置をさせていただいたという事でございます。

松田委員

ちょっと違うんじゃないんですか。いわゆる県の関係というのはは

っきりしている。やっぱり特別職の関係についても、0.46パーセントの減額をして、そしてつむという形で説明も、新聞報道もそう言ってますね。うちの場合はこの0.46パーセントの減額措置をしてないでしょ、議員の報酬についてですね、現在の報酬の関係の0.46パーセントの減額してますか。して、そしてこの0.05パーセント出してるという事になってるんですか、という事だけ聞いておきたい。余計な事はいいんですわ。

総務部長 県におきましてもそのように、今おっしゃるような人事院の勧告がございすけれども、実際実施しているものは、国と同じように0.36の改定というような内容でしているものでございます。

松田委員 県は分かりやすいと言ってるんですよ、うちもああいう形をとってるのではないでしょ、と言ってるわけ。それはね、皆さんごまかそうとしてるから、はっきり言うわんやと思うんです。ところが、僕は実際に聞くのは、準拠してと言うけれども、都合のいいとこ準拠してるけど、都合の悪いところは準拠してないという事を指摘してるんですよ、そういう事なんでしょうと。だから、今回の場合は、値上げをする、わずかであっても上げるという事を決めて、下げるという事については決めてないでしょ。という事を言ってるんです。そういう内容のものだったのではないんですか、そういう説明ははっきりしてないでしょ、という事を指摘してるんです。だから、一般職の職員についてはしてますよね。ところが、特別職の非常勤と常勤の職員についてはそういう事をしてないと。上げる分だけを決めたわけですよ。減額になる分はちょっと決めてないでしょ。そういう風に理解をしていいんですか、という事を言ってるわけ。僕はそういう理解をしてるんですけど、お前の理解の仕方が間違いやというなら、もう一回そこで改めないと、これからの給与なんかの取扱いについての対応条件が変わるわけですよ。私自身が勉強し直してみやなあかんという事になるんですけど、どうしても今までのところ、色々意見を言いな

がら検討していく限りにおいては、そうと違うんかなど。そうすると必ずしも準じてという事を言いますけど、準じていないという事が言えるんじゃないですか、という風に私は思うという事を申し上げているんです。それが今までも準拠、準拠という事を言ってますけど、準拠していない状況というのはあったでしょ。手当の関係についてね。それと同じようなことが、今回出てるような感じがしますからね、申し上げているわけなんです。それで皆さんに準拠する、準拠すると言って、国並にしとけば問題ないんや、という風に言われているけど、その国でさえしてないんやないか、という事を僕は、そうになってないんでは、という事を言ってるわけなんです。

委員長 　ただ今松田委員おっしゃっているのは、特別職についての問題点を言っておられると思います。県の方では特別職についても、一般職と同じような取扱いになっているのではないか、という事も合わせて、そういう認識だという風な事をおっしゃってると思うんですけども、それについて、特別職について、斑鳩町が、今回議案出された分につきまして、ご質問を受けてると思いますので、部長の方からそれについてお答えいただきたいなと思います。

総務部長 　特別職の関係につきましては、やはり実際に改正されておる内容につきましては、斑鳩町もそれに同様な内容でさせていただいているという事でございます。

委員長 　ただ今、部長の方から説明を受けておりますけれども、松田委員の方、一応この件につきましては、また、他の案件もございますので、どうでしょうか。今、更にまだご質問の方続けてされますか。

松田委員 　僕の考え方、間違いか間違えてないかだけ聞かせてくれたらいいんですよ。

委員長 松田委員はただ今そのようにおっしゃっておりますが。

松田委員 理解の仕方が、間違いか間違いでないのか。

総務部長 ただ今、そういう話でございますので、私の記憶の中では今私が申し上げたような内容でございますけれども、今一度、もう一度再確認いたしまして、松田委員さんにはそういった形でご返事等申し上げたいと思います。この件についてはそういった事でご了承お願いいたします。

松田委員 しつこいようですけど、なぜそんな答弁になるんですか。ここに議案書ありますよね、議案書に全然書いてないですよ、昨日決定した関係について。だから、このまま読めばそういう事に、私の言ってる通りになりますし、そうでないとするんなら、そこに何か裏があるんでしょ、隠されたものがあるんでしょ、と言ってるわけなんです。それが言えないなら言えないでいいんですよ。しかもそれが記憶違いだとかないとかいう事であるなら、そういう程度の受け止め方であるなら結構なんですよ。しかし、これはですね、臨時会を開く必要があると言われてから、それ以前の関係ですね。少なくとも9月議会の終了時点から、私このこと申し上げてきて、ずっときてるわけです。そして、ずっと皆さんと平行してきているわけなんです、取扱いについて。そして、結果的に見ると、私が言ってるような関係の内容にしかなくていない、という事を言ってるんですけども、その事を後刻私にだけ言うという関係はどうなんでしょうかね。それでいいんですか、そうしかできないんなら、それでいいんですよ。お前の考え方が間違いやと、そうではないんやと、理解の仕方が違う、という事ならばはっきり言っといてもらわないといかんという風にも思うんですよ。そういう事の認識に立って、昨日決められているという、全議員の理解をしたんやという事なら、それでいいんですよ。ところが、そうなんですかと、いうのをお尋ねしてるだけなんです。私は準じていないという風

に思っているわけ。全面的でないですよ、都合のいいところは準じているけど、都合の悪いところは準じていない、そういう内容のものになっていると。61号の、一般職員の場合は全部準じていると、人事院勧告、素直に、そのままにですね。いい、悪いは別にして、という事を申し上げて、そういう風に私は理解してるんですけど、それでいいですかと、どうしても答えられないというならそれで結構ですよ。

委員長 人勧の方ですね、特別職についても、一般職と同じような取扱いにするようになっていたのかどうか。それと合わせて県の方での特別職の取扱いについても、委員は言及されておられます。それについても、今、部長の方で分からないようであれば、後刻、調査をしていただきまして、また委員会、この後も引続き審査の方を行いますので、調査の上、また結果をお知らせいただけたら、という風に思います。

この件につきましては、一旦ここで終了させていただいてよろしいでしょうか。

( 了 承 )

委員長 引き続きまして、総務部長に対しまして、12月に予定をされている議案につきまして、何か質疑、ご意見がございましたらお受けしたいと思いますが。

( な し )

委員長 ございませんか。

なければ、私の方からちょっと一点だけお聞きしたいんですが、今回、指定管理者制度の関係で3点、条例の改正など、されようという風に出てきているんですが、現在、斑鳩町で指定管理者制度を導入して条例を整備せないかんとところというのは、その3件でいいのかどうか、私自身はちょっと福祉会館などの取扱いについて、ちょっとどう



なんかだと、ちょっと心配をしているところなんです、その辺はどうなんでしょうか。

総務部長

いわゆる指定管理者制度の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、地方自治法の改正によりまして、そういった関係ができたわけでございますけれども、そういった関係で、今におきましては、いかるがホールの関係、iセンターの関係、観光駐車場の関係につきましては、全面的に委託を出しておるものでございますので、その関係については、来年の8月末までには、いわゆる直営にするのか、改正法に基づく管理方法をとっていくのか、指定管理者制度を置くのか、というような事の中で選択を迫られておる中で、今回、提案させていただいておりますように、指定管理者制度の運用を図っていくという事については決定させていただいております。その他でございます、委員長おっしゃっておりますような施設につきましては、その他にもございますけれども、これから今後、所管の中で検討する中で、委託していくのか、一部の関係で・・・おくのか、というような関係について精査し、必要ならばそういった関係で手続きを追っていかねばならないと考えております。

委員長

分かりました。

他に質疑、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長

なければ、付議予定議案については、予め説明を受けたという事で了承しておきたいと思いますが、ただし、ただ今、委員の方からご意見のございました今後も一般会計、そして下水道事業会計、こういったものについて、将来的な長期的な計画をもって、ただの数字のつじつま合わせなどで終る事のないように、くれぐれも、留意していただきたいというご意見いただいております。この事につきましては、部

長の方から直ちに、また理事者側でご議論きちっと徹底をしていただくように、お願いをしておきたいという風に思います。また、色々な議案につきまして、担当常任委員会に速やかに報告をし、またご相談をしていただけるように、今後とも気を付けていただきたいという事も合わせてお願いをしておきたいと思います。それと、人事院勧告につきましては、後ほどまたご報告をいただきたいという事をお願いをいたしまして、この付議予定議案の説明につきましては、終らせていただきたいと思います。

次に、付議予定議案の取扱いについてでございますが、閉会中の各委員会で、12月定例議会提出予定議案という事で、予め各常任委員会に説明、報告がなされており、それに沿って委員会の付託表を作成させていただいております。お手元の方に配らせていただいておりますが、この委員会付託表のとおりで進めさせていただくという事でご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

よろしいですか。

異議なしと認めさせていただきます。議長におかれましては、議事次第の方、よろしくお願いいたします。

次に、斑鳩町農業委員会委員の推薦については、先の議会運営委員会で確認をいただいておりますように、全員協議会で前もって議会選出の森河議員の後任の農業委員会委員の選出をしていただき、本会議において、議長から委員の指名していただくということでよろしいか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。議長にはその点につきましてもよろしく願いを申し上げます。

次に、先進地視察報告についてを議題と致します。事務局から説明

をしていただきます。議会事務局長。

事務局長 先進地視察報告についてでございますが、議会議員の行政視察等派遣に関する要綱の諸規定によりまして、前々回の議会運営委員会で、視察報告につきましては定例会中に議決案件となっておりますが、時間的な余裕がございませんでしたので、議会運営委員会に諮っていただきまして、議会運営委員会の中で計画を進めていただき、議長の決裁を受けて、議員全員で視察研修をさせていただきました。その内容につきまして、今定例議会中に視察報告を、議会運営委員会委員長の方から報告をしていただくという手続きをとっていただくように、書面を作成させていただいておりますので、手続方について後ほど委員長の方から報告があると思いますが、ご協議の方よろしく願いいたしたいと思っております。

委員長 ただ今説明がありましたように、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条の規定によりまして、議会の議決を得る暇がなかったということで、議会運営委員会で協議後、議長専決で処をお願いし、先般、飯島町議会への視察研修を実施したところでございます。直近の議会に報告し、承認を求めることとなっておりますので、初日の本会議において議長から報告の承認について、諮っていただくということで進めていただきたいと思います。それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。  
議長には、よろしく願い致します。

小野委員 農業委員会委員の推薦についてですが、確かに11月2日の議会運営委員会で、私どもは、森河議員から農業委員会の辞職願出されたという事、それから農業委員会、11月ですか、そこで受けていただく、

それを受けて、今度12月議会という事で、そういう経緯を議運のメンバーは知ってますねけど、全議員はちょっと周知する間がなかったと思うんですが、その点はきちっと話してもらった方がいいかな。何か、先ほど兼ねて、ちょっと、用意してた、亡くなられた事の後ですので、11月2日の議運で、議長から森河議員の状況について私も説明を受けて、それで農業委員をこうして追加していくか、という事を議論させてもらったので、その事をしっかりと今度の全協に報告してもらって結構ですし、ちょっと、そこだけ漏れてるのかなという感じがします。

委員長       ただ今小野委員から、ご意見をいただきましたので、初日、全員協議会を開催しました時に、私の委員長報告がございます。その時に、その事につきましても合わせてご報告の中にきちっと入れておきたいという風に思います。

              ここまでのところで、委員皆さんの方から質疑、ご意見等はございませんか。

              ( 質疑なし )

委員長       よろしいですか。理事者の方で報告しておかなければならない事は他にございませんか。

              ( な し )

委員長       他にないようですので、(1)につきましては以上で終わらせていただきます。

              総務部長につきましては他の公務もございますので、ここで退席していただくことと致しますが、先ほどの件につきましては、後刻ご報告の方お願いしたいと思います。ご苦労さまでございました。

              暫時休憩いたします。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時12分 再開)

委員長 再開いたします。

次に、1. 協議事項(2) 継続審査、となっております町議会の財政健全化と議員定数についてを議題と致します。

小野委員 こっち移る前にね、先ほどの定例会についての議論、中での委員長報告についてどうするんだという事を、ちょっとそれは議論してもらわなおかしい。順番、その他でもっていくの。

委員長 ただ今、委員の方からご提案がありまして、申し訳ございません。私はその他の方で合わせて時間をお取りしてと思ったんですが、定例会の取扱いという事で、委員の方から、今、この定例会についての議題の中で最後にどうするのか、という事をやはり議論をすべきだという風にご提案いただきましたので、大変申し訳ございません。引き続きまして、12月第7回定例会におきましての委員長報告の取扱いについて、皆さん方にご協議をいただきたいという風に思いますので、よろしく願いいたします。

小野委員 私はね、なぜ臨時議会で委員長報告しなかったのかというのは、松田委員と同じなんです。不思議でしょうがないんです。先ほどから松田委員も色々おっしゃっているのも理解できるんですが、委員長報告をきちっとしとくべきだったのではないかと、そのように思います。まあ、なぜ臨時会で委員長報告はしなくてもいいというような、当然、議会運営委員会も開かれたのは、昨日初日ですので、正副委員長及び議長と事務局と色々話をされてたんかなと思いますので、そういう判断をされた理由と、そして定例会での初日の委員長報告、どういうあれになるのか、どのように考えておられるのか、委員長のご意見お聞かせ

いただきたいと思います。

委員長

大変、色々ご意見をいただいて大変申し訳ないんですが、今までこれまで、臨時議会の中で、私の経験上、委員長報告をした、という経過もなかったものですから、局長と議長と相談の上、今回については、総務委員会で色々ご議論いただいた事につきましても、私も傍聴もさせていただいていたんですけれども、本会議で議論をしていただき、それぞれ採決をし、討論を用いて、討論をする中でそういった議案に対する考え方を表明していただく、皆さん方に採決していただくという事で、本会議の方で諮ると。事前に委員会の付託とか、そういう問題について色々考えてたんですけれども、今回、今まで臨時議会で行われていた事を踏襲をしたという形で、させていただいたという経過があったんですけれども、今、委員からそういったご意見をいただく中では、もう少し問題、総務委員会でもかなり問題提起をされていた経過もございましたので、そのところはもう少し慎重に取り扱うべきであったかな、という事も私自身も今思っているところですが、これにつきましては、一応、議長と局長と相談した上でさせていただいたわけなんです、私もそのところの配慮が不十分であった事については、反省をさせていただいているところです。大変申し訳ございませんでした。もう少し、委員会の意思を尊重させていただくという事も、考えておけばよかったのかな、という風には思っておりますので、今後は臨時議会のあり方という事について、やっぱりもう少し考えていかなければならないなという事を思っています。

それと今、本当に、ちょっと私も松田委員から言われました、委員長報告の件ね、これについては本当に、どうさせていただくべきなんかなという事で、臨時議会で採決された分についても合わせて、閉会中の総務委員会でのご協議いただいた事になりますので、その日に行われた総務委員会の報告というのは、全てやはり報告をされるべきものだという風に私は思っておりますので、委員長報告と既に終わっている案件という事で、少し矛盾もあるかも分かりませんが、その

日の総務委員会で議論された事がある部分だけ省いて報告するという事について、私もちょっと今、認識不足ですけども、そういうやり方というのがあるのかなという事が、今までにはそういう事はなかったのではないかなという風に思いますので、当日の総務委員会での議論をされたことというのは、〇日に委員会を開きましたので報告いたしますという事で、その日の委員会の報告を全て委員長の方でされるというのが通常のやり方ですのでね、そういう形になるのかな。そうすると、今、委員から言われたように少し、もう終わってる案件についての報告が入ってくるという事では、矛盾もあるのかなという事もあるんですけども、それについて、今まで。

暫時休憩いたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時43分 再開)

委員長

それでは再開をさせていただきます。

ただいま、委員の方からご意見のごぞいました臨時議会の持ち方につきましても、今後も議会の活性化、また我々積極的な取組み、こういう事を軸にいたしまして、更に委員長報告などを取入れる事なども議会運営委員会の方で検討しながら、よりの確な議会運営を目指していきたいという風に考えております。また、定例会初日の委員長報告につきましても、ただ今議論のあった問題につきましても、初日の全員協議会で私の方から議会運営委員会委員長報告の中でこういう議論があったという事を申し上げ、各常任委員長のご報告に反映をしていただけるかどうかは、委員長の考え方という問題もあると思いますけど、一応、議会運営委員会としてはこういう風な議論があったという事を初日に報告させていただきたいという風に考えておりますので、ご了解をしておいて・・・

松田委員

そんな事したら委員長困るん違うか。どっちかせい、と言うたって

くれな、指示せんな。かなんで、こんなもん。そんなもん、付け足すとか付けたさんでもいいとかいう事言ってやで、委員長の判断に任すなんて言われたら、たまったもんじゃない。だから俺はその事を、相談受けてるさかいに、議運でどう・・事を言ってるのであって。はっきりしたってくれんかな。必要とするんなら必要とする。ほとんど総務の関係やんか、これ。昨日の関係は、そやろ。その通りにする・・・・思いつきで・・・・これだけ問題になってるやつを。だからちゃんとするならちゃんとするで、報告、それを含めて報告してくださいと言って、報告まとめといてくれと言わんならあかん。・・・・言わんなと思ってんねやで、今日の。昨日相談受けたんや。そのために総務委員会から出てんねやもん。ただ任意で出てるんと違う。総務選出やもん、そやろ。

委員長 私としましては、委員長がされる委員長報告について、やはり、委員長のご判断というのがまず第一であるという風に思っておりましたので、議会運営委員会でその事まで委員長がされる報告まで、こうしてくれ、という風に注文をつけるという事についてどうなのか、という思いがありましたので、事前にこういう議論があったというお話の方はさせていただけたとしても、そこまで言うのはどうなのか、という事もありましたので、その点について、もし、この委員の皆さんの方から、その点についてもし今、松田委員おっしゃられる事については、議運で決めたら、決めて委員長に言うたれ、という事で、そういうご発言いただいたんですが、私としてはちょっとそこまでするのがどうなのか、というちょっと心配があったんで。

松田委員 そしたら質問変えますわ、主張を。総務常任委員長から、臨時議会で提起をされている問題について、委員会の審議模様等を全て報告をする必要があるのかどうか、という風に照会があったんやけど、どうしたらいいんでしょうかね。



委員長 それにつきまして、今、休憩中にも色々議論いただいた経過はあるんですが。小野委員。

小野委員 委員長おっしゃるという事も一理あると思いますし、また松田委員が色々、総務常任委員会からの、という事で質問内容を変えて来られたという事でもありますので、議運としては、一応、閉会中に開会された、議論した内容について、次の委員長報告するまでの間に結論が出てる分については、定例会での委員長報告については、割愛という言葉はおかしいですが、それは委員長から、この委員会として割愛していただいて結構やと、というような形で決めてもらって、各常任委員長に、特別委員長にもその旨で整理をさせていただいたらいいかなと思うんですが。皆さんの意見・・・

委員長 ただ今、小野委員の方から、ご意見いただきましたんですが、他の委員の皆さんの方、それ以外のご意見ございますか。

( な し )

委員長 ございませんでしょうか。  
そうしましたら、ただ今小野委員の方からご提案ありました件で進めさせていただくという事で。

松田委員 僕はね、分かってもらわなあかんと思うんやけどね。議会を開く必要があるかないかまで遡って議論をしている関係について、本来そういう関係について、やっぱり報告を、初めての審議に入る前にしとくべきだったという関係というのは、そういう事をすべきだと思うんですよ。そうするのは、それを前提にして、委員長などについても、こういう関係というのは、議論をしましたが内容については省略します、という言い方も報告のひとつやし、色々あると思う。ところが、僕は結局手前みそ的な事を、色々意見は出ると思うけども、いわゆる

今度の人事の給与案件については、とにかく都合のいい部分だけを提起しているような関係のものであるという事を強く委員会で主張したのは初めてなんですよ、こんなもん。見合わせと、提案を。ところが、あえて提案権というのは理事者側にあるということで出したという関係を報告をして、見合さずに出したという事なんです。そういう主張の関係について今更報告して、本来は、そういう主張もあったということもええ事やと思う。ええ事やと思うけど、一回決めてることやわな。その事について一体どうなのか。僕はやっぱりそういう主張をしたんやという関係については、はっきりしてほしいという気持ちはある。気持ちはあるけど、個人的な気持ちや、ある意味では。その事に固辞するわけにはいかないという事から言ってることであって、問題は。僕は適切な説明でなかったという風に思ってる、討論。それで、議会もそうか、そうか、となってるんと違うかなと疑念を持つんや、ある意味では。それが色々議論になるかも分からんけども、そういう事についてなぜ、初日、そうしたのか、という関係について、全然報告せんしまいでしょ。し放っしでしょ、これは。そんな関係でこの問題の処理はされてきたんでしょ、事実上。しかも、この事は3月議会でも影響するんでしょと、関ってくるんでしょ。だから言っている。今回限りで終いならこのままで言いませんよ、ところがこの問題は必ず尾を引く。そういう問題をはらんでいるんや。という事なんです。だから別々に割り切って言える問題ではないんや、という事を私は申し上げている。

委員長

松田委員のおっしゃられる事につきましては、ずっとこの間聞かせていただいておりますので、そのご意見については、私の方も承知をさせていただいておりますけれども、ただ今当日、定例会初日の委員長報告につきまして、小野委員の方からご提案いただきましたように、その問題の終結、閉会中に開かれた委員会で、議論をした問題が既に終結している点については、委員長報告の中で省略をしてもよい、という方向で、取りまとめをさせていただいて、当日、委員長報告の方、

させていただきたいという風に思いますが、それでよろしいでしょうか。

( 了 承 )

委員長 ありがとうございます。  
そうしましたら、そういう形で全員協議会の時に委員長報告の方させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。  
それでは、11時05分まで休憩をさせていただきます。

(午前10時53分 休憩)

(午前11時05分 再開)

委員長 再開をさせていただきます。  
次に協議事項(2)になっております継続審査案件、町議会の財政健全化と議員定数についてを議題とさせていただきます。

松田委員 それに入るまでにね、昨日も全協でちょっと確認して報告もされているんですけどね、12月議会の初日と言ったね、追悼の催しの関係は。それをやっぱり、どの時間にどこへ入れるという事をきっちり確認しといた方がいいんじゃないかな。この一点だけ。全然何もなしにきてしもてんねんやろ。

委員長 その他でちょっと確認させていただこうかと思ってたんですけども。

松田委員 日程表出してるのに、日程表の関係のところでやらなあかんの違うんか。その他の関係と違うやろ、これは。

委員長 そういたしましたら、ただ今委員の方からご指摘がございました、

昨日確認をさせていただいております故森河議員に対します哀悼の意を議長の方から表していただく件につきましてを、ただ今直ちに協議する事にご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 よろしいですか。そういたしましたら、ただ今提起をいただきました、昨日の議会運営委員会でも確認をさせていただいておりますように、定例会初日に故森河議員のご家族にもご連絡を申し上げ、議場において哀悼の意を、議長の方から示していただく件につきまして、どこでそれをするのか、という事を今、松田委員の方からお聞きいただいたわけなんです、これまでの例などもございますので、局長の方。

三木委員 5日のその件、森河さんの家の方には伝えて、それともこれから決まった事をお伝えすると。

委員長 もちろん、決まってからお伝えするんですが、まだ葬儀も終わっていませんので、ご葬儀が終られたら直ちにご連絡をしたいなという風には思っているんですが、その事も含めまして今日、ご協議いただいた上で進めたいという風には思っております。ただ今ご家族の方も、混乱されているような状況でございますのでね、その辺も配慮した上でご家族の方にご連絡をしたいという風に考えているところです。

三木委員 それは、それでいいと思うけど、今日その事が決まるわけでしょ、今ね、日程、こちらサイドの問題がね、日にち的な、時間的なものも含めて。だから、できるだけ早くね、今日、通夜出して告別式、できるだけ早く向こうの意向もあるかも知れないので、伝えた方がいいんじゃないかという事だけちょっと・・・

委員長 とりあえず局長の方から説明を先にさせていただきます。

事務局長 故森河議員の、議長からの弔意の関係でございますが、今日まで前、村中議員が亡くなられた時に、定例会の初日に開会の宣言をされたその後、議長の方から弔意の言葉を述べておられます。その前に黙祷を捧げられたという事で進められております。今回、臨時会の時にも黙祷を捧げられております。今回はご家族の方も呼びという事でございますので、その辺も含めて同じような形でしていただくのかどうかも含めまして、ご協議をしていただきたいと思います。

それから、ご家族の方についてでございますが、三木議員さんの方からもございましたけれども、昨日も大変、家の方も取り込んでおられまして、その辺のお話をさせていただいておりません。今晚7時からお通夜という事で、私ども事務局、少し早めにあちらさんの方へ寄せていただく予定をしております。奥さん、またご家族の方にその辺のお話をさせていただく余裕があるようございましたら、できるだけお言葉をおかけさせていただきたいと思っておりますので、議会としてこういう風に取り扱いさせていただきたいと思っておりますので、というご案内は一応させていただく予定は、してはおりますので、その辺も含めてご協議をしていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

松田委員 粗相があつてはいけませんので、やっぱり議会が行おうとする追悼式の関係はきちっとした方がいいと思うんです。だから、これではね、本会議を開いた後、休憩をしてやるのか、そしてどういう方式になるのか、きちっとしたものをしとかんとね、いかんと思うんですよ。遺族の関係も何名お越しいただけるか分かりませんから、それも知っとかなあかんし、そしてその場合に設置するのが遺影だと思いますけど、遺影、弔意を表する、というような議長に恐らくなるのかなと思うけど、県会の面を見て違うんですけどね。色々ありますから、そこら辺をきちっとして、最後に遺族の謝辞だと思うんですよ。やっぱりそういう儀式をきちっとしてね、組み立てておいて、そしてこう

いう形であります、という事を言ってもらわんとあかんと思うんや。宮崎さんの時もやっぱり喜んでくれはった、遺族の関係で。村中くんの際は、本人の後援会が来てやったけど、受け取り方が違うものですから、もうちょっときちっとしてくれんな、あかんのちやうかな。

委員長      ただ今、松田委員の方からもご意見いただきました。局長から説明がありましたが、こういう例があまりあってはほしくない例でございますが、当議会におきまして、お亡くなりになられた議員の方が過去にもおられまして、その例で参りますと、12月定例会初日に開会の宣言をした後、直ちに議長の方から黙祷をし、そして哀悼の意を表していただいた、という事です。そういう事で進めさせていただいていいのか、また他に方法があるのか、そういった事も含めまして、今、松田委員の方からもございました、きちっとしとかなあかんという事でございますので、委員会として皆さんからご意見をいただいて、きちっと決めておきたいという風に思いますので、ご意見がございましたら、色々委員の皆さんから出していただいたら結構かと思えます。いかがですか。

松田委員      やっぱりこれはね、追悼の意というのは、議会であるという、議会の本会議場を使うという関係は、重きをなしているわけですからね、儀式なんですよ。だから、議会が行う追悼の儀式として、それなりの状況を整えて、きちりせんあかん。単に黙祷したらいいんやという関係ではなくて、やっぱり司会があつて、全員の黙祷があつて、きちっとしたものがあつて、そして弔意の関係があつて、それを誰がするかを決めて、いわゆる遺族の謝礼があるなら謝礼、そして閉会なら閉会、という事できちっと段取りを進めていくようにある程度整えておかんといかんという風に思うんですよ。それが、今、昨日もありましたように、色々な議席の関係についても花置かれてましたけど、ああいう関係なんかもやっぱりきちっと整えるという事にするという事と、開会前の関係については遺族、どこへでもおれ、というわけにい

かへんのやから、そういう関係についてきちっとして席に座ってもら  
う、という事などについて、やっぱりきめ細かく配慮した状況という  
ものをしとかんと、ただ単に形式だけではいかん、ある意味では重ん  
じてというように思うし、その辺はきちっとしていただけるかな。そ  
ういう事が大事と思いますよ。

委員長       ただ今、松田委員の方からご意見いただきました。それと、小野委  
員の方が手を挙げておられましたので、小野委員。

小野委員     前回というんですか、村中議員の時、ちょうど四年前ですので、私、  
議長させていただいておりましたんで、その時に色々議会運営委員  
会で議論したのかなという事を、あまりちょっと、申し訳ないんやけど。  
遺族の方へのご案内は事務局通じて差し上げたような記憶はあるん  
です。ただ、来られてなかったんじゃないかなという事もあります。そ  
の点ね、宮崎議長の場合は、遺族の方が傍聴席から謝辞を言ってもら  
えて、私も個人的にも色々、元々宮崎建設の社員でしたから、奥さん  
とか色々知ってましたので、この場所で色々話をさせていただいた記  
憶があるんです。その時に、議会がどういう形をされたのか、という  
のは、先日も話した通り、当選させてもらって臨時会が終って6月議  
会の際に、という事で、副議長と当時の議運の委員長、松田議員が  
色々やっていただいて、私らあまりしなかったなと思ってるけど、な  
んかきちっとそれを4年前はそれを踏襲させてもらったという感じが  
してるんです。同じようにそれをきちっとやっていただいていた方  
がいいと思いますし、同じ事にやればいいんかな。開会后、・・・の  
中にどうして載せたんかな、これは私が・・・その時議論したかな、  
ちょっと記録としては残ってない。いきなり議長の方から哀悼の意を  
申し上げます、と切り出したんか分からへんけど、開会宣言してね。  
また、そういう形でもいいんかなと思うんですが、4年前のきちっと  
記録的なものは残ってるんですか。

事務局長 4年前に故村中議員がお亡くなりになった時の分については、会議録を見させていただいておりますので、その内容については分かっておりますが、それ以外にされたかどうか、というのは、たぶんなかったのではないかなと。たぶん、その時はご家族の方は来られてなかったと思います。先ほど松田委員さんの方からお話がございましたように、当日の本会議場でご家族の方をご案内させていただくという事になれば、始めさせていただく時間、段取りなんかも決めていただいて、まず先にさせていただくのか、その辺も含めまして、お席の方も含めまして、全て議会運営委員会で決めていただいた後、結論が出ましたら、私の方からまずお手紙を差し上げる前に、声かけだけでも先にさせていただこうかと思っておりますので、十分その内容等について煮詰めていただきたいと思います。

小野委員 それとね、確かその時の議運の委員長が森河議員だったと思います。議会運営委員会でそれらを議論したというのは、残ってないんですかね。

事務局長 申し訳ございませんが、当時の議会運営委員会のところまでまだ見ておりませんので、本会議の分しか確認しておりませんので……………。

三木委員 私どもは宮崎さんの時も村中さんの時も存じてないわけですけど、やはりやるからには、一提案でございますけれども、最初に本会議場で議長の方から話があって、次に、切ることはしなくていいと思いますが、これから故森河議員の哀悼の意を込めて〇〇の儀を行います、というような事で、松田委員が今、司会を入れるというような事と、それとやはりご家族も来てるという事であれば、昨日、黙祷しましたけど、やはりもう一度黙祷もしてもいいんじゃないかなと思うんですね。そういうある意味の儀式としてきちっとした形をとられて、ある時間はそれに費やすと、司会も入れてね、それで終わりますと、それで本会議に行くという形をとられては、と思います。



委員長 　ただ今の意見で、先の意見と合わせまして、司会という言葉が出てきてるんですが、この司会については、いかがでしょうか。たぶん、前はそういう形をとってなかったように思うんですが、司会という事をするのかどうか。そしてまたするのであれば、こういったポジションの方がやる事が適当なのか、という風に、司会と言われた方などについては、特に何かお考えがあればお聞かせいただきたいという風に思います。また、その前回そういう形をとっていなかったのも、必要がないのか、それらも含めまして、各委員からご意見いただきたいと思いますが。

松田委員 　僕はね、前回とか拘って難しく考えて言われる必要ないと思うんですよ。それは、どういう形にするかというのは、格好きちっとせなあかん、もたもたしてたらあかん、という事を言ってる事であって、実施としては、今から森河君のね、弔意を表するという関係の司会はあっても、俺はいいと思うんや。行政側の司会、これは局長がやる事になるだろう、なると思うわ。そして、遺族の入場になると思う。これは宮崎議員・・・・・・・・。それから、全員の黙祷でしょ、そして、弔意を述べると、これは町議会だから議長が一番いいんだろうな、と僕は思う。普通、県会その他ですと、出身選出区の議員がやるとかどうとか言ってるし、この間の関係、檀原の場合でもそういう風にしてるけど、ここは議長がやったらいいと思う。そうしたら、どうせ遺族の謝辞があると思う。そしてそれが終わったら退席になって、閉会という式になると思います。この程度の事違いますか。そして、議席について生花を準備するという事になると思いますけどね。そういう事を確認してやってもらったらどうかと思いますけどね。これ以上の事を考えて・・・・・・・・。

( 「もう一つ、確認」の声 )

委員長 三木委員。

三木委員 遺影は、今置いてた花の前とか、そういうところに置かれる、そういう事ですか。

松田委員 たぶんね、今までの関係だと遺族が持って入られるんですよ。そして、遺影をこう抱いたままの状態にしてお座りになったという形をとられてるんですけど。だから、宮崎さんの時はああいう写真しらないで、いいの作ってもらったと言って喜ばれてるんですよ。村中君の時の関係というのは、親族その者が来られず、後援会長が決めて、恐らく家持ってる以外にないのと違うかな、いいのあるんかどうか、聞いたげてくれたらいいと思うわ、遺影。家族が親しみやすいのが家にあるんならね。なかったらやっぱり、それで案内されたらいい。

委員長 ただ今委員の方からご提案のありました、儀式としてきちっと取扱う。そしてまた、儀式の進行としては局長が進行役を努めるという事が無難ではないか。そして、哀悼の意を表するのはやっぱり議長でいくべきではないか、という事。それと、議席にはお花、そして遺影を用意するという事、ここまではそれで異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 あとそしたら時間の問題なんです。時間については、定例会と言いますと、初日はどうしても全員協議会なども開催させていただく関係もあるんですけども、時間の決め方については、委員皆さんどのようにお考えになられるでしょうか。ちょっと皆さんのご意見お聞きしておきたいと思いますが。

三木委員 何分というのじゃなく、だいたい今の松田委員の流れの中で言ったら、流れに沿っていかれてね、そんなに長い時間、弔意をする事ない

と思いますので、流れに沿ってでいいんじゃないですか。

坂口委員　ちょっとまだ議会の流れてきなもの、ちょっと壊してしまったらあれやと思うんですけど、全員協議会始まる、9時にまず本会議、始めて、追悼のあれをすると。終って一旦そこで休憩をとって、全員協議会を開いて、というのはおかしいんですかね。そういう、運営的には。待っていただくというのはあれですんで。

委員長　ただ今坂口委員の方から、先にそれをしたらどうかと。そしたらもう9時開会で進めれるのではないかという一つの提案でございますが、他に委員の皆さんから。

小野委員　本会議を開く前にはね、やはり全員協議会が必要なんです。だからいきなり本会議を9時に開くというような、それはちょっとできないと。今までの。本会議を開く前に全員協議会で議運で決まったこととか、議長のお願ひ・・・だから、9時に招集かけてあって、いきなり本会議というのはちょっと難しいかなと。遺族の方に対する配慮でしたらね、まず、9時30分位のお願ひをしておいて、9時30分より早く始まる事は、今までのあれからありませんので、30分程待ってもらわんなんかも分かりませんがね。それは、議員控え室で待っていて、それをやむを得ないのかな。それで、いつも通り定例会の当初に開会宣言をされた後に、そういうセレモニー的に入れていくというね。なぜ、そういう話をさせてもらうかと言ったら、やはり開会宣言があつて、議長からの、今、議長からのという事で決まっていますけど、そういう事も会議録に残していく、それが議会として弔意を表しているという事になってくると思いますので。本会議場を使ってるけど、定例会とか、本番のセレモニーだけ使ってるのだったら、会議録に残らないからね、その点だけをちょっと注意してもらって、やってもらったらと思います。

委員長 　ただ今、小野委員の方から、ご遺族の方にご案内を9時30分位で差し上げといたらいかがか、という風なご意見もございしますが、確かに今日決めた事も含めまして、全員協議会を開いて、議員皆さんにお伝えをした上でやっぱり進めていかなければならないという風に考えますので、当日やはり全員協議会を開いた上で議会へ、と入っていきたいと思いますので、その時間の見込みとして30分を見て、9時30分にご遺族の方にご案内を差し上げるという段取りでいかがですか。それでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長 　異議なしという風に考えますので。そういたしましたら、初日の本会議に故森河議員に対します哀悼の意を表する儀式としてきちっと行うという事につきましては、ただ今決定させていただいた通りにさせていただき、また森河家におかれましては、ただ今お取り込み中でもあります。議会事務局の方が本日の通夜、明日の葬儀と手伝いにも参りますので、その間に事前にお声をかけておくと。その後、正式に文書を作りましてまたお出しさせていただくようにするという事で、ご了解をしていただきたいと思います。それで。

三木委員 　確認です。遺影は先ほどですと、持ってもらうんですな。長男か奥さんに。

松田委員 　持ってもらって今まで入ってんねんけどな、今まではやで。どっちがええの。

三木委員 　持ってもらっておいていいと思うんだけど、提案です。終った時点でお預かりしてね、本会議終わるまで椅子のところにね、遺影を置いておいて、終るまでね。一緒に・・・・そういう事はどうか、ご提案させていただきます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 32 分 休憩)

(午前 11 時 34 分 再開)

委員長 それでは再開をさせていただきます。

ただ今まで議題とさせていただいておりました故森河議員に対しま  
す哀悼の意を表する件につきましては、以上のように決定をさせてい  
ただき、今後、議長、事務局の方、またお世話をおかけすると思いま  
すけれども、そういう形で進めていっていただきたいという事でよろ  
しく願いをいたしておきます。

それでは、続きまして、協議事項(2)となっております継続審査  
に入らせていただきます。議会運営委員会で継続審査となっております  
町議会の財政健全化と議員定数について、を議題とさせていただきます。

前回に引き続き、ご意見をお聞きしていきたいと思っておりますが、  
先般は11月17日、18日におきまして、飯島町議会へ研修に行っ  
ていただき、色々と参考にさせていただいている点があると思います。  
先の委員会におきまして、結論が見出せていない議員定数について、  
本会議、委員会また特別委員会のあり方等を含めて議論をしていくべ  
きである等のご意見をいただいております。そういった点も合わせま  
して、各委員の積極的なご意見をお聞きしていきたいと考えておりま  
す。また、時期的に申し上げますと、予算に関する問題で可能な事があ  
るのなら、またそれに合わせまして、ご議論をいただければ幸いかと  
存じておりますので、委員皆さんから積極的なご意見を是非お出し  
いただきたいという風に思います。

松田委員 結局はね、2つになるという風に思うんですね。現在の議員歳費  
のあり方について、どうすべきなのかという事についての結論が一つ

と、それから、議員定数はどうすべきなのかという二つになると思う。同時に決められれば結構なんですけども、どうしても、それぞれの時間が要するとするならば、議員歳費の関係についての討議と結論の関係と、実施の面については、何も次回の議員改選からということでもなくとも、これは可能なわけですから、18年度の予算編成に間に合わせるという全体の意思が確認できるなら、そういう立場での審議をする、先行してそれを審議をするという事も一つの方法です。それから議員の関係については、なかなか結論出ないというなら、そういう方法をとらざるを得ないかという風に思いますし、もしも、議員の方も含めて結論を出す方が合理的だと思いますけれども、そうであるとするなら、同時に議員歳費の関係はどうするか。議員定数については一体どうするか、という事について、同時に決定するという、冒頭この協議を始めました時に言ってますように、できるだけ今年の任期中ですね、今年の任期でできるだけ結論をとっておきたいという事で、予算に間に合わせる云々という事になると、できれば12月議会が一番望ましいと思いますけど、そしてその結論に従って具体的な手続きをどうするか、という事で3月議会に最終的にはっきりした法整備を行う、手続きを行う、という関係なども考えていくと、もうぼちぼち本格的な議論をして、結論を見出せるような努力をすべきではないか、という風に思うんです。この2つだと思いますけど、この辺の関係をいっぺん調整をして、同時に行うかどうか、という関係もあると思う。

僕個人的には、もうこの際の関係でありますから、同時にお互いに意見を出し合って、あるいは見解を出し合ってですね、議論を詰める努力をしていってはどうか、というように思うんです。不幸にしてこの議会の関係は、先ほどもお話が出てますように、16名というところが14名という事になって、2名の欠員という形になってしまいました。ですから、この関係のそれぞれの面で議会の、いわゆる権能と言いますか、そういうものを持続をしながら、いかにして今後、拡張していくか、という事の方をあわせて考えていく時にですね、合わせて、たまたま欠員が出てる状態でもありますし、全体の趨勢見て、僕

は92条に定員の関係を明らかにしてありますが、この91条の関係の2くらい関係のところ、いわゆる14名ですね、今2名欠員ですから。そういう関係のところ、一応たたき台にさせていただいて、14名とする事についてどうなのか、これは、検討委員会などについて10名と言ってみたり、あるいは今日までの状態で8名と言ってみたり、15名と言ってみたり、色々意見があるんですけども、状態から見ると14名くらいが正しいのではないか、いいのではないか。正しいとは言いません、いいのではないかという風に私は思うんです。そういう事と合わせて、なぜ、その事の、はっきり決めてしまうというのと合わせて、91条の2の、2と言いますのは、これ、6ですかね。5と6に関係あるんでしょうか。前項の規定によって議員の任期中にその定数を減少した場合において、当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。ただし、議員に欠員が生じた時はこれに応じて、その定数は該当定数に至るまで減少することとする、というような意味のものを作って、そして議会に上程し、いわゆる、例えば公選法上言う、3名以上になった場合の、自動的に選挙と、補欠選挙という事になるんですけど、その選挙というのは避ける意味からそういうふうに決めておいてはどうなのかな、という気がしてるんです。そういう事によって、早く我々サイドとしても結論を出しておくことが必要と違うかなというように思います。従ってこういう条項を、適応条文などもお互いに全体的な合意が出来れば、こういう関係で12月議会ではちょっと無理があるんか分かりませんが、出来るならそういう取扱いで、あるいは出来るなら3月議会に向けてそういう事にして、こうなるとまいますと、今度は委員会定数をどうするのか、という議論が出る事は間違いありません。2つにするのか、3つにするのか。ところが3つに云々というと最低限度5名という事になりますと、これを割る事になりますから、やっぱり少なくとも2名なら2名という関係にするのかどうか、2つにするのかどうかというための議論は必要ですから、議論はさせていただいて、そのこのところの関係条例

の改正、その他の関係に組み込んでいってはどうかな、という感じはするんです。それまでに至っていない、という事であればまた色々議論いただきたいと思いますが、一応そういった面についてたたき台として提起しながら議論を深めていく事にはどうかなと、私は思います。

それから、この定数の関係のそうなんですけど、歳費の関係なんです。歳費の関係も、今検討会議のその他の関係も見なけりやなりませんし、我々の自覚の問題もありますし、我々のまた権能と言いますか、をどう見るかという事とも合わせ考えるべきでありますけども、多少、臨時会で見送りの処置になっていきますけれども、やっぱり検討会議なども言うように、やっぱり減額というものを避ける事はできないのではないかな。その場合にどの程度がいいのかどうか、という事についてはもう少し議論を重ねて、議論してみてもうどうかなというのが、大まかな私の考え方です。以上です。

委員長

ただ今松田委員の方からご意見をいただきましたが、報酬につきましても、もちろん斑鳩町には特別職報酬審議会がございますので、最終的にはその特報審の方で結論を見出す問題がございますが、うちの常勤の特別職がやっているように、議会としてはその特報審が開催されるまでに、自らカットをするというような考え方もあるだろうという事も今、おっしゃられてたように思います。そういう点も含めまして、報酬のあり方について、そしてまた定数についても、14名をたたき台に、というご発言もございましたが、前回、視察に行く前にも委員の中からは、やっぱり3委員会を維持したいと、この3委員会を維持するためにも最低一委員会5名の15名というのが適切ではないか、というようなご意見もございましたが、本日、また更に委員皆さん方から忌憚のないご意見を承りたいと思いますので、是非積極的にご発言をしていただきたいと思います。

松田委員

先ほど言い忘れましたが、このままでいった場合の、選挙行



う機会という関係では、結局、ついで選挙という関係になるという事を考えると、来年の参議院選挙が一つあると思うです。わずかな関係でありますし、できるだけそれに準じてこういう関係についてはっきりしておいた方がよかろうという事から、先ほど申し上げましたような、いわゆる当面の取扱いの措置の関係も含めて提起をしておいたらどうか、という事を言ってます。

委員長

たぶん松田委員がおっしゃっておられるのは、そういう事があってはならないんですが、現在、斑鳩町議会の定数16に対して2名の欠員が出ておりますが、2.6でしたか、2.6を以ってそれ以上の欠員となりますと、補欠選挙をしなければならないという事になっておりますので、あともうお一方に何かがあって、議員を失職される、または辞職される、そういった何かがあった時に補欠選挙を、あと期間が短いのにしなければならない、そして補欠選挙をするとなったら、余分にまたお金もかかる事であるという事もあるので、そういった事も考えて定数については早めに、減員をするという考え方であるのなら、その数を決めて早めに定数もきちっとしておいた方がよいのではないか、という事を松田委員はおっしゃっていただいていると思いますので、その事も含めまして皆さん方から色々ご意見をいただいきたいという風に思います。

他にございませんでしょうか。

小野委員

いつ条例改正を提案できるのかという事も含めてなんですが、先ほど松田委員も12月は無理だなという、私も同感です、今からではちょっと無理だと思う。この状況で色々想定される事も考えながらやっつけていかなあかんと思いますので、19年の選挙までというような、安閑としてはいけないと思います。議会運営委員会である程度の結論を出してきて、やはりこれは議運での結論でそのまま条例改正を、提案するのは議会運営委員会のメンバーから出すのは当然ですが、あえて全員協議会で議長から一応意思の統一を図って、条例改正という形に

なってくると思います。それで、補欠選挙云々の事で、条例改正の中で、次期選挙の定数という決め方、言葉ちょっと正しくないと思います。そういう条例改正をどうもやってこられると思います。その定数をもって補欠選挙がもしあった場合ね、やれんのか、ちょっとそこら研究せんないかんかなと思いますねけど。3月議会に条例改正を出すというようなスケジュールを再度確認してもらった方が、私はいいと思う。それと、定数につきましては、私は前回、前々回も話させてもらいました、この中間報告についての、私は一つ、色々検討せな事もあると思うんですが、中間報告としてこういう中身も全部入れて報告を受けてますから、私らとしては、検討委員会の意向というのは十分咀嚼できるんですが、残念なのは広報に数字だけ載せられた。この事については、私はきちっと執行部側にそれらの訂正というのか、説明不足という事でやりにくくなったというのは事実なんです。そうした中で、この中で委員会としては5名、委員会中心主義がいいだろうと、これについては、きっちり見てもらう。また、その上での2委員会という話をされている。その事については、前回色々、この前の飯島についても、ちょっと治療せんなんから、まずそれを聞かせてくれ、ちょっと意味がわかりにくかったけど、先方の議運の委員長はそこまで考えてなかったという話もありますし、どうしても私は今も松田議員が、ちょっと途中、私用で抜けましたんで、申し訳ないですけど、お話を聞かせていただいた中で、14名というような、ちょっと難しいのではないかと。やはり3常任委員会という形で15名という事、これはずっと主張していきたいと、そのように思います。

委員長 小野委員の方から定数についてのご意見をお聞きいたしましたけれども、報酬につきましては、ご意見がございましたら積極的に皆さんからお伺いしたいと思っております。

小野委員 報酬につきましては、先ほどから、昨日臨時議会で59号についての賛成討論させていただいた中にも、これは報酬審議会の権威で、私

どもはどうのこうのいう筋合いのものではない、という考えを元々から持っておりますので、この中間報告では15パーセントという事ですが、審議会がどのように判断されるかは、これはいたしかたないのかなと思っておりますので、昨日の賛成討論の中に、その事も入れておりますので、どれ位という事、カットはやむを得ないかなと。ただ、パーセンテージについては、これでは結局、常勤の特別職との比率の事も言っておられますので、報酬審議会の審議を得るまで、私は何も発言しないでおこうと思います。

委員長 今、小野委員の方からご意見がございました。特報審が開催され、そこで決定を受けたものについて従いたいという風にお考えになられているようです。

他に定数、また報酬の関係などについてご意見がございましたらお聞きをしたいと思いますが。

三木委員 私も定数については、再来年の地方統一の定数という事で頭に描いてきました。ただ、今、松田委員がおっしゃられる、今、14になっている。次にもう一人不慮の何かあった場合にも、そういう事も考えなきゃいけないとなると、これは早めにその事も含めた定数という事も配慮していかなきゃならんと思います。それと、私はこの検討住民会議、中間報告です。広報に今、いきなり載ってきました。あの広報に載せた時期というのは、何か意図があるのかなとも、私とれるんですけど、既にあれ載った事が、住民の全戸配布ですから、定数含めて、15パーセントの2委員会という事がですね、一人歩きしてるわけですよ。非常に怖いなと思っております。何か住民からすると、もう10人やで、15パーセントカットやで、2委員会かなと。まして広報の中にああやって中間報告のメンバーの方々が町長に中間報告を差し出してる写真までであると、やはり住民が見たら、これは重いものだなという風に判断をしてるんじゃないかなと。すると、我々が今検討してるのですね、確かに以前ですね、一回聞かしてください、議員の

方から聞かせてくださいという意見ありましたけど、それは住民会議の方は住民会議の方で検討されれば、私達の方は別に意見取り入れなくてもいいんじゃないですか、という事だったのでそれを検討してああいう数字が出てきたと思うんですけど、それにしてもちょっと私はああいうものが、ああやって活字で数字がぽーんと出たら、住民の方々が既に頭の中にあの数字がインプットされてまして、一人歩きしてるという、非常に怖いものがある。ですから、私達はそれには別に、これはあくまでも中間報告であると、住民の代表の意見であるという事で、私達は議運の中で定数を出していけばいいと思います。そういう意味では、非常に、委員会、3にするとか2委員会にする時によって、定数が15、今の話だと15、14と出てますんで、非常に難しい部分だと思います。それによっても私は歳費も変わってくるのかなと、多い場合と少ない場合の差異もあるのかなというように懸念いたします。そういう意味では私は委員会が先で、3か2、それによって定数が決まってくるという風な意見をもっております。

委員長       それについては、ご自身のご意見としては、今はまだまとまっておられないという事。

三木委員       私は3委員会の15という風に考えております。

委員長       ただ今、三木委員の方からもご発言をいただきました。非常に、地方分権がさらに進められる中で、地方自治体がまた地方議会がどうあるべきなのか、また、議会制民主主義、日本の中で発達した議会制民主主義の中で、我々議員がどのような役割りを果たしていかなければならないか、こういった事も含めて、議会としても住民の皆さん方にやはりそういう点について、きちっとお知らせをしていく責務もあるという風に考えておりますので、この点につきまして、また更に議会広報の中でも色々な議論を、記事として、私、委員長の方で書かせていただきたいという風には考えておりますので、その辺についても皆

さん方にもご理解をいただきたいという風に考えておりますが、今、出ました意見の中で、一点確認をさせていただいておきたいんですが、定数の条例改正ですね、これを3月議会には間に合わせる、間に合わせて3月議会では条例改正ができるように議会運営委員会では更につめて、議論をしていくという事、これについては、今皆さん方に確認をさせていただいておきたいという風に思いますが、いかがでしょうか。

松田委員 僕が申し上げているのは、14という関係は、現在16名が14名、たまたま2名欠員がありますから、補充をしないという前提に立って、そして、生首を切る状況ではないという関係でして、14に決めて、そして先ほども言われましたように、議員に欠員を生じた時は、その数までの関係というのはそれによろしいという事ですから、14にしておけば、補充選挙する必要はないわけですね。選挙の関係というのは、今後の予想される状況というのは2つあると思うんです。いわゆる一定定数を欠いたという事で斑鳩町の場合だったら3名ですね。3名欠員になれば否応なしに補欠選挙をやらなければならないという規定なってますから、公選法で、だからそれに適応させる状況という事はしたくない、という事が一つ。そして今ひとつは通例選挙があるという関係で参院選挙が予想される、今現在では。その時に、現在2名欠員ですから、2名が欠員で16名という事は可能であるという事でありましてけれども、僕は定員を14名という事によって、……3名になろうが、補充する事が必要でないという事ではないという事を前提にしてるという事だけ、ということを補欠選挙の関係は、そこにあるということを言いたい。その2通りに配慮をするという前提になれば、こういう関係の……必要になるという風に思うから、言っていることなんです。

それから、確かに議員定数の関係については、現在の人口比率の関係から見てですね、斑鳩の場合では28,500、飯島が10,000ちょっと、という事から見ると確かにそうなのかも分かりません。

それを12名に変えたという事ですから、かなり思いきってしていると思いますけども、やっぱり人口比率という事をあんまり無視する事もいけませんし、全体的な関係というの見ないといけないけども、あえて私は住民迎合しようという気はありませんけども、住民の気持として斑鳩町で議員を減らした減らしたというけども、1名という関係については、いかがなものか、という関係が強いと思うんです。少なくとも複数以上の関係にもっていく方が強いのかなとも思いますし、そういう意味では色々この関係についてはあります、議論が。だから、前回の場合もこの場所で15と、いわゆるその時の前提というのは、委員会の数を3つ持つという、常任委員会をね、現行規定通りにもつという事を前提にして、やっぱり判断をするという事によって、委員会の数と議員総数の関係というのは切り離せないものとして考えて、やっぱり意見が出ていると思うんです、これは無理ないことやと思うんです。だから、果たして5名という事になれば、委員会の形態を保つのかというと、現在でもやっぱり我々検討している観点は、何とかやっぱりもう少し強化をしたいと思うんですが、強化できない。これは常任委員会が一つの委員会に入らなければならないということであって、一つでなければならない、という事をどこに書いてんのかなという事やけど、一つでなければならないという解釈が曲がり通ってしもてるんですね。僕は、むしろそうであるとするなら、抜ける方法として一体どういう事が考えられるだろうな。当然、常任委員会のああいいう規定、そういう解釈があるとすれば、それを改めさせるという中央への働きかけ、法改正を求めるという事が必要でありましょうけども、妥当なのかどうなのかは別にしてですね、僕は常任委員会にこだわらずに、委員会という関係で特別委員会の関係ですね、特別委員会の設置をしたらどうなのか。そして2つ以上、特別委員会と常任委員会との2つの委員会に入るという事で、それぞれの弱点を網羅するような形というのは考えられないのかどうか、という事を考えながらですね、特別委員会は制限ないわけですから、ところが特別委員会、いろいろな面で、県会でもみな持ってるという事にしてますけど、本来な

らみな各委員会のお約束の関係で言ってる事であって、ところが常任委員会では不十分であるからという事で、という事にしてますけど、僕はできるだけ2つの常任委員会であっても、もう一つ委員会をもてる委員会をどう活用するかという事によって、そして議員そのものが2つ以上の委員会に所属して、そして十分な能力を発揮するという事によって、その立場の権威を十分に発揮する、可能だという風に思うんですよね。そういう方法を講じてでも、知恵の出どころなんですが、一応この議員定数というのは考える事にしてはどうかかなという考え方も持ってるんです。ただ、今言われていますように3つの委員会がという。あるいは、2つの委員会でも、そういう知恵を出すことによって、それをカバーできるような方法を見出せるのかどうかという事が一つのポイントだと思うんですよね、その辺をもう少し議論をしていくという事が、一番大事ではないか。3つにこだわると3つは即5名以上と、5名、という事になってしまいますから、そうすると数が出てしまう、それにこだわっていると議論が進んでいかない。その事が現在それは守っていると言いませんけども、検討会議の動きといいますか、動向。住民も個人的に判断する場合にやっぱりこれではどうかと。あまりに消極的過ぎはしないかという関係になるような気がする。ですから、とりあえずは定数をして、その後どう考えるかという事については、議論を深める、その事については、定数の委員会の持ち方によって、改正内容というのは変わってくるわけですよ、そういう面についてやっぱり議論をして、それを見直す方法をどう考えるか、という事を検討する事について、どこか踏みきらなんだら仕方ないんじゃないかという風に思うから、議員定数の関係については、現在に痛みを感じない状況のまま固定化してしまうという関係で、小手先だけのことはしないという関係を進めていってはどうかという一つの考え方です。議員報酬の考え方については、色々な考え方がありますし、そのために今まで議員報酬以外に、色々手当その他の関係について全部排除してしまうという事してきた努力というものが、どう見られているのかという、多少我らなりに考えてみると、その事に

ついて検討会議はどう考えているのか、という認識はもちろんあります。ありますが、全体的な面から見てくると、斑鳩町の全体のご努力もあってですけど、財政運営は悪い中にもまだましな方やという風に思うんです。ましな方やという関係の中で議員報酬というものは決まってくる。この関係も、全国、近隣市町村の関係というのは、配慮しないで設定をしてるわけじゃないわけですね。十分、その均衡というものを十分配慮しながら財政能力の関係と合わせて、人口その他の関係、にらみ合わせながら設定していくという事が、今日まで事実だと思うんです。その中でなおかつ、議会としては経費の削減という事で、報酬一本槍という事で他の関係について一切認めない。議員の役職の関係についても、議長、副議長以外は認めないという立場を取ってきてることなどを考えていくとですね、多少、今日の状況から言って、減額という関係で云々と言って、住民に痛みをとという事になるとすれば、いわゆる検討会議が言ってるからという事ではありませんけれども、すでに我々が承知をしている、常勤の特別職の、現在、10パーセントやっていますが、10パーセントないし15パーセントの間の関係は一つの検討を真剣にすべき材料ではないのかな。だから、私は1パーセントから15パーセント、そのうちのどこをとるか、という事はありますけれども、その程度の関係というものを念頭におきながら、検討していく事が、全てもの住民の、ある意味では期待に応えられ得るのではないかなというように思います。                   ねずみ1匹も出ず

というような格好にならないようにだけは、やっぱりして、議員としての誠意のあるところは、示しておく必要があるのと違うかな。そのためにはやっぱり大胆な発想というものが需要ではないかと思ってるという事で、一応、こういう事を提起をしてみたいという風に思っているんです。

委員長

ただ今、松田委員の方からも委員のお考えについて、お示しをしていただきました。私、最初に申しあげました3月議会にこの条例改正をさせていただきたいという事を、そういうご意見もあるという事を



確認したかったのは、やはり条例改正をしなければならないとなりましたら、もちろん毎月議会運営委員会は、閉会中であってもずっとこの間開いてきてるわけなんですけれども、それに合わせて条例改正に間に合うように、また、更に議会運営委員会の方、詰めて開催させていただかなければならないという事も、計画的にやっていかなければならないという事もありますので、その3月議会に間に合うようにする、という事をご確認、皆さんにいただければ、また日程の方、こちらから詰めて調整をしていきたいという考えがございましたので、皆さん方に確認をしたいという風に思いましたので、それについては、条例改正について、3月議会を目標として進める、といった形で議会運営委員会を、日程組ませていただいでいくという事で、ご了解いただいでよろしいですか。

三木委員 今の私の、3月議会に条例改正のというの結構と思います。それと今出てるかも知れませんが、私が3の15と言っているのは、あくまでも3に拘ってるという事で、定数が14名以下になると3じゃ無理だ、という事になるわけですね。そういう意味で一つ、今後2委員会とするにしても、一議員が2委員会にですね、所属できるという方法もありますんで、そういう事も一つ今後、検討していく部分ではないのかなという風に思いますので、一言申し上げておきます。

委員長 三木委員がおっしゃられました、一人一委員会でなければならないという事ではないのだというような言い方もされました。ここはやはりちょっともう少し検討しなければならない点であるという風に思いますし、その前に松田委員がおっしゃられましたように、常任委員会の数を減らした場合に、特別委員会を設置して工夫するやり方もあるじゃないか、というご提案もありました。それらも含めて、今後、さらに論議を深めていって、私達も役場の職員、一般職の皆さんや町長はじめ、特別職の皆さんにはやっぱり創意工夫やと。これからの時代は工夫をせなあかんという事も常々私達の理事者側に申し上げます

が、議会もやはりそういう事は必要だという風に考えます。委員皆さんからご提案いただいたこと、これはやはり、我々も法律で動いておりますので、法律にあわせ、そして工夫できる部分は工夫をして、やはり知恵を出して、地方の議会としてどういう事ができるのか、まだまだ探らなければならない点もあるという風に考えておりますので、この件につきましては、ある一定の、日時をきって、そして目標も持って議論を重ねて、これまで月一回、定例会が開催される時は2回、そういう風な形で開催もしてきておりますけれども、今後、定例会のない時でも、閉会中であっても月に二回とか、というような招集の仕方というのか、議論の内容によっては、そういう風な形になってくるかもしれませんけれども、この件につきましては、議論をもう少し重ねる必要があるという風に思いますので、引続いての議論を委員皆様方、それぞれまた更に研究をしていただきまして、次回望んでいただきたいというふうにお願いをいたします。

時間の方も参っておりますので、本日はここで終わっておきたいという風に思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 了 承 )

委員長

よろしいですか。

異議なしと認めさせていただきますので、協議事項(2)については終らせていただきたいという風に思います。

それでは、その他についてなんですけれども、その他について議長の方からは何かございますでしょうか。

( な し )

委員長

ございませんか。

局長の方からその他は。

( な し )

委員長

ございませんか。

議長から、事務局の方からその他はないという事ですが、委員の皆さん方ももうよろしいでしょうか。

( な し )

委員長

そうしましたら、その他についてもこれで終了をさせていただきたいという風に思います。

本日の予定いたしておりました案件につきましては、全て終了いたしました。

本日の委員会報告のまとめにつきましては、いつものように正副委員長の方にご一任いただきたいと思いますけれども、異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

定例会初日、開会前には特段審議をお願いする案件がなければ、議会運営委員会が開かないという事とさせていただきますが、開催の必要が生じた時には、正副委員長にご一任いただきたいと思いますという風に思います、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、定例会初日の開会前には議会運営委員会は開きませんが、会議を開く必要が生じた時には、正副委員長の判断で会議の招集をさせていただく事になるかも分からないという事をお含みいただきましたうえで、本日の議会運営委員会、以上をもって終了させていた

だきたいと思います。

では、閉会とさせていただきます。長時間大変ご苦勞様でございました。よろしく願いいたします。なお、本日のお通夜、明日の葬儀、故森河議員の方、また皆さんよろしく願いいたします。

(午後0時15分 閉会)